

議案第 33 号
権利の放棄について

資料 1 阪神・淡路大震災災害援護資金貸付金に係る債権放棄について

1 災害援護資金に係る経緯

- H7. 1. 17 阪神・淡路大震災発生
- H7. 4～H8. 3 災害援護資金貸付 (2,775 件 約 57 億円)
- H12. 5 10 年間の償還期間内の償還が難しい借受人を対象に少額償還制度を導入
- H18. 4 当初県への償還期限。災害弔慰金法施行令改正により償還期限を 5 年延長。以降平成 23 年、平成 26 年、平成 29 年、令和 2 年にも償還期限を延長。
- H27. 4 内閣府通知により災害援護資金貸付金に係る免除要件の拡大、借受人及び保証人が無資力等の経済的事由による免除を自治体判断で可能とする新たな償還免除制度を開始 (通知に基づく免除額 158 件 約 1 億 9 千万円)
- R1. 8 災害弔慰金法改正。一定の所得、資産要件による免除、破産等による免除等が可能となる。保証債権の放棄に関する特例が設けられる。
- R1. 12 保証債権放棄議決 (150 件 約 1 億 8 千万円)
- R5. 3 貸付金県への償還期限

2 債権放棄について

(1) 内容

上記の経緯から、平成 27 年の内閣府通知や令和元年の災害弔慰金法改正により償還免除が進んだものの、依然として償還免除の対象とならない少額の償還者や居所不明等による接触困難者に対する未償還債権が残っている。これまで長期にわたる債権回収を行ってきたが、今後も償還が困難であることや債権担当職員 (専任 1 名) 人件費等のコストを鑑み、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき債権放棄について議案を提案する。

なお、当該債権放棄額及び災害弔慰金法附則特例措置に規定する償還免除要件に該当しないとして償還を求められている約 6,800 万円の 1/3 相当額 (約 2,300 万円) については、県が市に対する債権放棄を行い、財政負担する。

債権放棄額 (令和 4 年 12 月 31 日現在)

金額単位 : 円

	件数	元 金	利 息	計
市議会の議決に付すもの	38	43,097,076	3,126,934	46,224,010
市議会へ報告するもの	3	1,730,030	135,880	1,865,910
計	41	44,827,106	3,262,814	48,089,920

※ 宝塚市債権管理条例第 7 条及び第 9 条の規定により、100 万円以下で消滅時効 (10 年) が完成した債権を市議会へ報告し、それ以外の債権を市議会の議決に付す。

(2) 債権放棄対象者の概要

平成 12 年より、10 年間の貸付期間内の償還が難しい借受人を対象に少額償還制度 (月額 1,000 円以上の任意の金額で償還) が導入され、現在も償還が続いている。現在少額償還を行っている借受人は、33 件 33,645,290 円の債務が残っているが、完済に要する平均

年数は約 30 年となる。借受人の高齢化が進んでいることに加えて、生活状況は余裕もなく、今後償還を続け完済に至るのは困難である。

また、居所不明等による接触困難者は 6 件 8,672,120 円であり、借受人の所在を特定するなどして債権回収することは事実上困難である。

よって、今後も償還を継続することは困難であることを鑑み、債権放棄を行う。

3 参考

(1) 貸付金の概要（阪神・淡路大震災に適用）

貸付対象者：住居の全壊・半壊・滅失・家財の 1/3 以上の損害の被害を受けた者（世帯主の 1 カ月以上の負傷の有無により貸付限度額が変わる。）

貸付限度額：最大 350 万円

所得制限：世帯総所得 年間 220 万円未満（1 人）、430 万円未満（2 人）

3 人以上世帯についても世帯員増毎に上限増

償還期間：10 年

据置期間：5 年

利率：年 3%（据置期間は無利子、連帯保証人を立てる場合は無利子）

貸付財源：国 2/3、県 1/3

(2) 貸付・償還の状況（元金ベース）

県から市への貸付		既償還		免除	
件数(A)	貸付額(B)	件数(C)	償還額(D)	件数(E)	免除額(F)
2,775	5,780,500,000	2,436	5,358,712,434	298	376,960,460
未償還					
				件数 (A-C-E)	未償還額(B-D-F)
				41	44,827,106

令和 4 年 12 月 31 日現在

金額単位：円

(3) 償還免除の要件

① 災害弔慰金法第 14 条第 1 項

ア 借受人が死亡したとき

イ 借受人が重度障害となったとき

ウ 借受人が破産又は民事再生しており免責されているとき

② 地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項（平成 30 年 12 月内閣府通知により適用）

ア 借受人及び保証人が生活保護を受けている、破産又は民事再生しており免責されているとき

イ 保証人が死亡、重度障害、償還できなく（県下共有判定式で判断した無資力者、行方不明者）なったとき

③ 災害弔慰金法附則第 2 条特例措置（令和元年 8 月施行）

ア 借受人が総所得から公租公課を控除した金額が 150 万円未満であること

イ 借受人が償還に充てることができる土地及び建物以外の資産を保有していないこと

ウ 借受人が預貯金の金額が 20 万円以下であること

ア～ウを挙証資料により確認。